

令和8年度介護事業所等に対するサービス継続支援事業費補助金交付要綱

(目的)

第1条 滋賀県知事（以下「知事」という。）は、介護サービス事業所・介護施設等（以下「介護事業所等」という。）が、物価上昇の影響がある中でも、必要な介護サービスを円滑に継続できるように、介護事業所等の規模等を踏まえ、訪問・送迎など移動に伴い必要となる経費や気候変動の影響による様々な困難な事態のもとで介護サービスを継続するために必要な用品、物品等の購入費用、災害発生時に介護サービスを継続するために必要な衛生用品や備蓄物資、ポータブル発電機など必要な設備・備品などの購入費用に要する費用を予算の範囲内において補助するものとし、その交付に関しては滋賀県補助金等交付規則（昭和48年滋賀県規則第9号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象施設等)

第2条 補助対象介護事業所等の種別、補助基準単価、補助対象経費等の詳細は別添1のとおりとする。

(1) 対象事業所等

令和8年4月1日時点で介護事業所等として指定等を受け、介護報酬等で運営されている別添1に規定する介護事業所等であって、次の各号のいずれにも該当する介護事業所等とする。

ア 県内に所在地を有すること。

イ 事業活動を行っており（介護サービスにあつては令和7年9月以降、介護報酬の請求実績があること）、今後も事業継続意思があること。ただし、令和8年4月1日時点で休業中であっても、申請時点で再開届を提出し、事業を再開している場合や医療みなし事業所については、令和7年9月以降から申請時点までに介護報酬の請求がある場合は対象とする。

(補助金額)

第3条 補助金の交付額は、介護事業所等ごとに、基準単価と補助対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を補助額とする。なお、1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする事業者は、介護事業所等に対するサービス継続支援事業に係る交付申請書（別記様式第1号）（以下「申請書」という。）に申請書に記載する関係書類を添えて提出するものとする。また、申請は1事業所・施設当たり1回限りとする。

(変更交付申請)

第5条 補助金の交付決定後の事情の変更により、申請の内容を変更する場合には、介護事業所等に対するサービス継続支援事業に係る変更交付申請書（別記様式第1号の2）（以下「変更申請書」という。）に変更申請書に記載する関係書類を添えて速やかに提出するものとする。

(申請の期限)

第6条 交付申請期限は、知事が別途定めるものとする。

(補助金の交付)

第7条 知事は、事業者から申請があった場合は、その内容を審査し適当と認めるときは、規則第15条に基づき概算払いにより補助金を交付し、その内容を事業者に通知する。

(交付の条件)

第8条 規則第5条に規定する条件は、次のとおりとする。

- (1) 事業の内容を変更する場合には、軽微な変更を除き、知事の承認を受けなければならない。
- (2) 事業を中止し、または廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合、または事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (4) 事業により取得し、または効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- (5) 事業に係る収入および支出を明らかにした帳簿および証拠書類を事業完了の日（事業の中止または廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。

2 前項各号に定める条件に反する場合には、補助金交付の内示もしくは決定を取り消す場合がある。

(実績報告)

第9条 規則第12条に規定する実績報告は、介護事業所等に対するサービス継続支援事業に係る事業実績報告書（別記様式第2号）（以下「報告書」という。）に報告書に記載する関係書類を添えて、事業完了後1ヶ月（事業の中止または廃止の承認を受けた場合には、その承認通知を受理した日から起算して1ヶ月）までに知事に提出するものとする。

(受給権の譲渡または担保の禁止)

第10条 補助金の支給を受ける権利は、譲り渡し、または担保に供してはならない。

(標準事務処理期間)

第11条 標準事務処理期間は次のとおりとする。

- (1) 規則第4条の規定による補助金等の交付の決定は、第4条の規定による申請があった日

から起算して 30 日以内に行うものとする。

(2) 知事は、補助金の変更交付申請があったときは、申請書を受理した日から 14 日以内に変更交付決定を行うものとする。

(3) 規則第 13 条の規定による額の確定は、第 9 条の規定による実績報告があった日から起算して 30 日以内に行うものとする。

(消費税等仕入れ控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第 12 条 補助事業者は、補助事業完了後に消費税等の申告により補助金に係る消費税等仕入れ控除税額が確定した場合（消費税等仕入れ控除税額が 0 円の場合を含む）には、速やかに消費税等仕入れ控除税額報告書（様式第 3 号）を知事に提出しなければならない。

なお、補助金に係る消費税等仕入れ控除税額があることが確定した場合には、当該消費税等仕入れ控除税額を県に返還しなければならない。

(電子情報処理組織による申請等)

第 13 条 第 4 条の規定に基づく交付申請、第 5 条の規定に基づく変更交付申請、第 9 条の規定に基づく実績報告、第 12 条の規定に基づく仕入れ控除税額報告書の提出について、滋賀県インターネット利用による行政手続等に関する条例（平成 16 年滋賀県条例第 30 号）第 3 条第 1 項に規定する電子情報処理組織を使用して行うことができる。

(他の補助金等との重複の禁止)

第 14 条 補助事業者は、この補助事業により補助金の交付を受けた対象経費について、他の補助事業等から重複して補助金等の交付を受けてはならない。

(その他)

第 15 条 知事は、規則またはこの要綱に定めるもののほか、この補助金の交付にあたり必要な事項はその都度別に定めるものとする。

付 則

この要綱は、令和 8 年 5 月 22 日から施行する。

別添1 介護事業所等に対するサービス継続支援事業

基準単価(単位:千円、1事業所または1定員当たり)

事業所・施設等の種別(※1)		補助対象事業所・施設	(1)介護サービスを円滑に継続するための対応	(2)災害備蓄等への対応
			気候変動の影響による猛暑などの困難な事態においても介護サービスを継続するための対策に費用を支出した事業所・施設等	災害発生時にサービス提供体制を維持するために必要な設備・物品等を整備するために費用を支出した事業所・施設等
1	訪問介護事業所	集合住宅併設型(同一建物減算の算定がある事業所)	200千円	／事業所
2		上記以外であって、1月あたり延べ訪問回数200回以下	300千円	／事業所
3		上記以外であって、1月あたり延べ訪問回数201回以上	400千円	／事業所
4	訪問入浴介護事業所		200千円	／事業所
5	訪問看護事業所		200千円	／事業所
6	訪問リハビリテーション事業所		200千円	／事業所
7	通所介護事業所	1月あたり延べ利用者数300人以下	200千円	／事業所
8		1月あたり延べ利用者数301人以上600人以下	300千円	／事業所
9		1月あたり延べ利用者数601人以上	400千円	／事業所
10	通所リハビリテーション事業所		200千円	／事業所
11	特定施設入居者生活介護(養護老人ホーム、軽費老人ホームを除く)		200千円	／事業所
12	福祉用具貸与事業所		200千円	／事業所
13	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所		200千円	／事業所
14	夜間対応型訪問介護事業所		200千円	／事業所
15	地域密着型通所介護事業所		200千円	／事業所
16	認知症対応型通所介護事業所		200千円	／事業所
17	小規模多機能型居宅介護事業所		200千円	／事業所
18	認知症対応型共同生活介護事業所		200千円	／事業所
19	地域密着型特定施設入居者生活介護(養護老人ホーム、軽費老人ホームを除く)		200千円	／事業所
20	看護小規模多機能型居宅介護事業所		200千円	／事業所
21	居宅介護支援事業所		200千円	／事業所
22	介護老人福祉施設		6千円	／定員
23	介護老人保健施設		6千円	／定員
24	介護医療院		6千円	／定員

	25	地域密着型介護老人福祉施設	6千円 / 定員
	26	短期入所生活介護事業所	6千円 / 定員
	27	養護老人ホーム	6千円 / 定員
	28	軽費老人ホーム	6千円 / 定員
対象経費の例(※2)	<p>【訪問系サービス事業所、通所系サービス事業所】 ア. 燃料費、有料道路通行料等の移動に伴い必要となる経費 イ. ネットクーラー(ヒーター)、熱中症対策ウオッチ、冷感(防寒)ポンチョ、スパイクタイヤ、スタッドレスタイヤ等の猛暑対策用品や雪害対策用品の購入等経費</p> <p>【入所施設、通所系サービス事業所、居住系サービス事業所及び短期入所系サービス事業所】 ウ. 光熱水費、燃料費等の入居者・利用者の生活環境改善、職員の負担軽減・勤務環境改善に必要な経費 エ. 業務用スポットクーラー、業務用スポットヒーター、ホットカーペット、業務用加湿器、業務用温水給湯器(給湯用、暖房用、融雪用)、遮熱・遮光カーテン、ブラインド、換気扇・送風機/サーキュレーター等の居室や浴室等における温度管理、湿度管理に必要な設備・物品等の購入等経費</p>		<p>【入所施設、訪問系サービス事業所、通所系サービス事業所、居住系サービス事業所、短期入所系サービス事業所】 ア. 飲料水、食料品等の備蓄物資の購入等経費 イ. ポータブル発電機、ポータブル電源・蓄電池等の購入等経費 ウ. 衛生用品、医療用品等の購入等経費 エ. 簡易浄水器、冷房機、暖房機、簡易トイレ、清潔保持のための用具等の購入等経費 オ. その他災害への備えとして必要と認められる経費</p>
補助額	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所、施設ごとに、基準単価と消費税相当額を除いた対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を補助額とする。なお、1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。 ・1事業所、施設の基準単価を超えない範囲で、(1)と(2)の両方を申請することができる。 		
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・物品購入に係る消費税、事業所等における研修等の実施費用、事業所等の家賃、外部事業者への委託経費、設備等の設置工事費用、建物等の修繕費用、取得費用が30万円以上など財産処分制限の対象となる備品等の購入費の一部に充当する経費等は対象経費としない。 		

- ※1 通所介護及び訪問介護の事業所規模は、令和7年4月サービス提供分から9月サービス提供分までの平均とする。
 介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、地域密着型介護老人福祉施設、短期入所生活介護事業所、養護老人ホーム及び軽費老人ホームの定員数は、令和7年4月1日時点の定員とする。
 介護サービスにあつては令和7年9月以降、介護報酬の請求実績があること。
 事業所・施設等について、申請時点で指定等を受けているものであり、休業中の事業者は事業再開後は申請できるものとする。
 各介護予防サービスは補助対象に含まない。
 介護予防・日常生活支援総合事業(指定サービス・介護予防ケアマネジメント)を実施する事業所は補助対象に含まず、当該事業の利用者数も基準単価の算定に当たっての利用者数に含まない。
 介護保険法による医療系サービスのみなし指定の事業所で、介護サービスの提供実績がない(介護報酬の請求実績がない)場合は、補助対象外となる。
- ※2 対象経費として考えられるものを例示したもので、実際の補助に当たっては、個々の事情を勘案し判断する。